

季節労働者の 資格取得助成金制度

訓練費用の を助成します 50%

申請の対象となる教育訓練とは？

大型特殊免許、大型免許、中型免許、大型・普通2種免許、けん引免許、準中型免許
建設機械運転技能講習、介護職員初任者研修・実務者研修、国家資格等の養成講習など

助成の対象者

下記の①及び④、②～③のいずれかに該当する人が対象となります

- ① 申請時現在、恵庭市に住民登録のある方
- ② 令和7年度中に雇用保険短期雇用特例被保険者である方、直近に離職された方
- ③ 令和6年度に雇用保険短期雇用特例被保険者であったが、継続して現在も無職の方
※現在、パート・アルバイトで短期雇用保険に加入されている方、事業者、通年雇用者（1年以上の継続勤務が経過した方）になった方を除きます。
- ④ 通年雇用勤務を希望される方

対象となる経費

技能講習や運転教習に係る入学金および受講(教習)料、夜間割増料、補講料、試験料に限られます。但し運転免許センターでの試験料は助成対象外です。

助成金の手続き

教育訓練開始前の事前相談と利用申請、訓練終了後に助成金申請が必要です。教育訓練の修了、または検定試験に合格することが助成金支給の対象となります。

助成の限度額

訓練費用に要した対象経費のうち、50%が助成の対象となります。おひとり16.6万円の助成金限度額枠内で複数の受講(教習)が可能です。

制度の詳細につきましては、恵庭市通年雇用促進協議会までお電話下さい

申請の期限

令和8年 3月17日(火)までに講習(教習)を修了、または合格することが条件となります。数超過した但し助成金の利用者多数により予算額が超過した場合は終了となりますので、予めご容赦願います。

必要な書類等

- ① 運転免許証または住民票等(マイナ免許対応)
- ② 雇用保険短期雇用特例被保険者証または受給資格者証
- ③ 講習(教習)の料金表が記載されている研修機関のパンフレット
- ④ 印鑑
- ⑤ 研修機関が発行した領収証 またはクレジット契約書、レシートの写し

※1 ⑥は2回目の助成金申請に必要です

※2 ⑥は申請者個人名の領収書(契約書)に限ります

季節労働者資格取得助成金申請手続きのながれ

主に令和7年度に雇用保険短期雇用特例被保険者である（あった）方

季節労働者の皆さま

通年雇用採用の企業に就職するために、業務に必要な技能や資格、免許が欲しい。

（ご注意）

会社が申請することはできません。
また会社名義の領収書は不可ですので、ご注意ください。

取得したい資格や免許、受講機関が決まりましたら、教育訓練前に下記①②③④をご準備のうえ、協議会窓口にて利用申請手続きを行って頂きます。

- ① 身分証明書（運転免許証または住民票等）
- ② 雇用保険短期雇用特例被保険者証または受給資格者証（写し可）
- ③ 講習（教習）の料金表が記載されている研修機関のパンフレット
- ④ 印鑑

助成金交付申請の審査が通りましたら、ご自宅に助成金交付申請決定通知書（F様式）を送付します。約1週間後に助成金を申請者様の指定口座に振り込みます。併せて通年雇用化の状況（様式G）をお渡ししますので、資格を取得した日から3カ月以内に協議会までご提出願います。



えにわ通年雇用

検索

（重要）

注意1 助成の対象となる経費は、教育訓練機関に支払った入学金、受講料（補講、夜間講習、教材費）、試験料です。但し運転試験センターの試験料は対象外となりますのでご注意ください。

注意2 準中型運転免許教習は普通免許取得を兼ねる場合（セット講習）、助成金の対象とはなりません。

注意3 冬期間の運転教習は卒業予定の高校生の運転教習で教習所が混み合います。令和8年3月17日までに資格取得を終了、申請ができるように、自動車学校等と相談して講習（教習）計画を立てて下さい。

通年雇用促進協議会

協議会と相談を行なった上で、教育訓練を受けたい資格・免許、通学する研修機関を、電話にて事前に協議会事務局にお知らせ下さい

協議会事務局 ☎(0123)33-3131
内線3334

おひとりあたりの助成限度額は、166,666円です。限度額内で複数講習（教習）の受講が可能です。

申請書の審査後に、教育訓練実施計画承認通知書（様式B）をご自宅に送付します。

指定教育訓練実施計画承認通知書（様式B）がご自宅に届きましたら、講習（教習）を開始して下さい。

教育訓練に要した領収書（クレジットカードのレシート等）を紛失したした場合、助成金交付は致しかねますので、大切に保管して下さい。研修の修了もしくは資格を取得しましたら、資格等を取得した日から1カ月以内、もしくは令和8年3月17日のいずれか早い日までに、協議会事務局に助成金交付申請書を提出して下さい。助成金交付申請時には下記の①②③を確認致します。

- ① 検定合格、資格取得、講習修了を証明できる書類（新免許証、修了証、合格証明書等）
※ マイナ免許証も対応できます。
- ② 教育訓練に要した本人名義の領収書、クレジットカードのレシートなど
- ③ 認印